

令和5年第10回堺市教育委員会議事録

開催日	令和5年9月27日(水)
場所	堺市役所 本館3階 大会議室3
会議種類	定例会
教育長の報告	①「学校のきまりやルール(校則)の見直しガイドライン」の策定について
議案・報告	議案第33号 堺市教育委員会指定管理者候補者選定委員会規則の一部改正について 議案第34号 堺市学校給食管理運営規則の一部改正について 議案第35号 堺市いじめ重大事態調査委員会委員の委嘱について
教育長	粟井明彦教育長
出席委員	河盛幹雄委員 宮本功委員 鈴木真由子委員 新谷奈津子委員 長田翼委員
事務局出席者	山崎久樹教育次長 長山秀基教育監 伊藤修士教委総務部長 岩井伸司教委総務課長 富岡重幸学校教育部長 永木里恵学校教育部理事 高橋康浩学校保健体育課長 川端一生生徒指導課長 井村美穂学校管理部長 辻正彦学校給食課長 橋本宏司教育政策課長 森本恭明教育政策課長補佐 楠本奈央子教育政策課企画係長
開会宣言	午前10時00分
粟井明彦教育長	これより、令和5年第10回教育委員会を開会します。 本日は定例会です。 次に、教育政策課長補佐から、諸般の報告をします。
森本恭明教育政策課長補佐	報告いたします。 本日の会議には、教育長及びすべての委員が出席されています。 また、事務局におきましては案件に関する理事者全員が出席しています。
粟井明彦教育長	これより、本日の会議を開きます。 先にお送りしました、令和5年第9回教育委員会議事録を承認することにご異議ございませんか。 ご異議なしと認めます。 よって、議事録は承認されました。
【教育長の報告①】	「学校のきまりやルール(校則)の見直しガイドライン」の策定について
粟井明彦教育長	それでは、教育長の報告① 「学校のきまりやルール(校則)の見直しガイドライン」の策定について」を報告します。 詳細については、担当部長より説明します。
【説明】 富岡重幸学校教育部長	「学校のきまりやルール(校則)の見直しガイドラインの策定について」報告いたします。 「学校のきまりやルール(校則)の見直しガイドライン」は、子どもの権利擁護や意見を表明する機会の確保等が法律上位置づけられた「こども基本法」や、児童生徒が校則の見直しに主体的に参画する教育的意義が示された「生徒指導提要」をふまえ、各市立学校がそれぞれの学校のきまりやルール(校則)の運用や見直しをするための基本的な考え方や見直しの手順などについて定めた指針として、令和5年9月22日に策定したものです。 これまでも各市立学校において、価値観の多様化等をふまえ、適宜学校のきまりやルール(校則)の見直しに取り組んできました。本ガイドラインでは、①児童生徒が主体的に参画すること、②社会情勢の変化等をふまえ、絶えず積極的に見直しをすること、③児童生徒、保護者や地域の方などと共通理解を図

	<p>るために公表すること、の3つの観点を軸に全市立学校で学校のきまりやルール（校則）の見直しに取り組むこととしています。</p> <p>特に、児童生徒が学校のきまりやルール（校則）の見直しに主体的に参画することで、規範意識を身につけ、また児童生徒が主体的に問題や課題を発見し、自ら考え、意見し、議論し、実行することを通じて、変化の激しい時代を生きるために必要となる「自己指導能力」を身につけることをめざします。</p> <p>また教職員はガイドラインをふまえ学校のきまりやルール（校則）の見直し等に取り組み、児童生徒が見直しに参画する際にはその目的を達成できるよう支援します。さらには教職員が、学校のきまりやルール（校則）についての背景や理由を理解した上で、児童生徒が自主的に学校のきまりやルール（校則）を守るよう指導します。</p> <p>今後のスケジュールについては、各市立学校において学校のきまりやルール（校則）の見直しに取り組む、令和6年3月末までに各学校HPに見直し後の学校のきまりやルール（校則）を公表します。</p> <p>令和6年度以降は毎年、各市立学校で学校のきまりやルール（校則）の点検を行い、見直しの必要が生じた際は、速やかに実施します。</p> <p>なお、ガイドラインは市HPへ掲載し、報道提供する予定です。</p> <p>説明は、以上です。</p>
【案 件】	日程第1 議案第33号 堺市教育委員会指定管理者候補者選定委員会規則の一部改正について
粟井明彦教育長	<p>次に、日程に入ります。</p> <p>日程第1 「議案第33号 堺市教育委員会指定管理者候補者選定委員会規則の一部改正について」を議題とします。</p> <p>提案理由を説明してください。</p>
【説 明】 岩井伸司教委総務課長	<p>議案第33号 堺市教育委員会指定管理者候補者選定委員会規則の一部改正について説明いたします。</p> <p>本件は、指定管理者候補者の選定に係る審査をより効果的に行うため、指定管理者選定委員会の議事の決定方法等について見直しを行うこととし、所要の改正等を行うものです。</p> <p>改正の内容については、</p> <p>1 点め、委員会の議事の決定方法について、現行、議長を除く委員の過半数で決することとしているところ、今後は、議長を含む委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとするもの。</p> <p>2 点め、委員長が委員を指名して会議を招集する場合における委員の人数について、現行、4人以上としているところ、今後は、3人以上とするもの。</p> <p>3 点め、規定の整備を行うものです。</p> <p>施行期日は、公布の日です。</p> <p>説明は以上です。</p>
粟井明彦教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>ご意見、ご質問なしと認めます。</p> <p>本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、原案のとおり可決されました。</p>
【採 決】	可決
【案 件】	日程第2 議案第34号 堺市学校給食管理運営規則の一部改正について
粟井明彦教育長	<p>次に、日程第2 「議案第34号 堺市学校給食管理運営規則の一部改正について」を、議題とします。</p>

	提案理由を説明してください。
【説明】 辻正彦学校給食課長	<p>報告第 34 号 堺市学校給食管理運営規則の一部改正について説明いたします。</p> <p>本件は、本市立学校において実施する学校給食に係る学校給食費について、令和 6 年度から本市の歳入歳出予算に計上し、本市が管理する方式（公会計化）への移行を行うことにより定める堺市学校給食費の管理に関する規則（市規則）の制定に伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>改正の内容としては、堺市学校給食管理運営規則で規定されている経費の負担の援助に関する事項を削除するものです。</p> <p>本規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
粟井明彦教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>ご意見、ご質問なしと認めます。</p> <p>本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、原案のとおり可決されました。</p>
【採決】	可決
粟井明彦教育長	<p>ここでお諮りいたします。</p> <p>日程第 3</p> <p>「議案第 35 号 堺市いじめ重大事態調査委員会委員の委嘱について」は、人事に関する案件のため、秘密会とすることにご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>それでは、これより秘密会となりますので、関係者以外の退席を求めます。</p>
(日程第 3 議案第 35 号は秘密会)	
【案件】	日程第 3 議案第 35 号 堺市いじめ重大事態調査委員会委員の委嘱について
粟井明彦教育長	<p>それでは、日程第 3</p> <p>「議案第 35 号 堺市いじめ重大事態調査委員会委員の委嘱について」を、議題とします。</p> <p>提案理由を説明してください。</p>
【説明】 高橋康浩学校保健 体育課長	<p>議案第 35 号 堺市いじめ重大事態調査委員会委員の委嘱について説明いたします。</p> <p>本市では、教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定する重大事態に関する事項について調査審議するため、堺市いじめ重大事態調査委員会を設置しています。</p> <p>委員会は、委員 15 人以内で組織するとしており、委員は、法律、医療、心理、福祉、教育等に関し専門的な知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱することとなっており、現在、11 人の委員を委嘱しています。</p> <p>この度、堺市いじめ重大事態調査委員会条例第 3 条第 2 項の規定に基づき、新たに委員候補者 2 人を追加で委嘱するため、上程するものです。</p> <p>委員候補者は、弁護士である委員として、澤田 裕和（さわだ ひろかず）氏、心理士である委員として、芹田 卓身（せりた たくみ）氏の 2 人です。</p> <p>委嘱日は 令和 5 年 10 月 1 日を予定しており、任期は 2 年です。</p> <p>説明は、以上です。</p>
粟井明彦教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>ご意見、ご質問なしと認めます。</p> <p>本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p>

	よって本件は、原案のとおり可決されました。
【採 決】	可決
閉 会 宣 言	午前10時10分
栗井明彦教育長	以上で、本定例会に付議されました案件は、全て議了しました。 これをもって、令和5年第10回教育委員会を閉会します。